

令和元年（2019年）

第4回定例会

# 議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111  
内線 4717・4718

第1版 2019.11.22 調製



令和元年(2019年)第4回町田市議会定例会日程一覧表

※11月22日(金) 告示 議案配付 議会運営委員会  
 ※11月26日(火) 正午 一般質問通告締切  
 ※11月26日(火) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ  
 11月27日(水) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
11	29	金	本 会 議 議会運営委員会	第129号議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 表決 第130号議案 — 提案理由説明 — 第98号議案～第128号議案、 第131号議案～第141号議案 — 提案理由説明	請願・陳情受付締切 午後5時
	30	土			
12	1	日			
	2	月	議案説明会 全員協議会		
	3	火	議 案 調 査		
	4	水	本 会 議 議会運営委員会	一般質問	質疑通告締切 午後零時50分
	5	木	本 会 議	一般質問	
	6	金	本 会 議	一般質問	
	7	土			
	8	日			
	9	月	本 会 議	一般質問	
	10	火	本 会 議	一般質問	
	11	水	本 会 議 議会運営委員会	第100号議案～第128号議案、 第131号議案～第141号議案、 第98号議案、第99号議案 — 質疑 — 付託 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時50分
	12	木	常任委員会	文教社会・建設	
	13	金	常任委員会	総務・健康福祉	
	14	土			
15	日				
16	月	常任委員会	常任委員会予備日		
17	火	議 事 整 理		委員会提出議案提出締切 午後零時50分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時50分	
18	水	議 事 整 理			
19	木	議 事 整 理			
20	金	議 事 整 理			
21	土				
22	日				

月	日	曜日	会議種別	摘 要	備 考
12	23	月	本 会 議 議 会 運 営 委 員 会	常任委員会審査報告 ————— 質疑 — 表決 議員提出議案 ————— 提案理由説明 — 質疑 — 表決 請願及び陳情の付託報告	

令和元年第4回定例会は、11月29日（金）に招集され、12月23日（月）までの25日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算2件、条例26件、その他が16件となっています。

予算案は、令和元年度（2019年度）町田市一般会計補正予算（第3号）などが上程されています。条例案は、町田市まち・ひと・しごと創生基金条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

### ◆ 議案の内容 ◆

**第98号議案 令和元年度（2019年度）町田市一般会計補正予算（第3号）**

**第99号議案 令和元年度（2019年度）町田市下水道事業会計補正予算（第2号）**

**第100号議案 町田市まち・ひと・しごと創生基金条例**

※地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による企業からの寄附金を適正に管理することを目的として、まち・ひと・しごと創生基金を設置するため、制定するものです。

**第101号議案 町田市表彰条例の一部を改正する条例**

※成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

**第102号議案 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例**

※引用法律等の文言を整理するため、所要の改正をするものです。

**第103号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例**

※本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。

**第104号議案 町田市特別会計条例の一部を改正する条例**

※鶴川駅南土地区画整理事業を開始することに伴い、特別会計を設置するため、所要の改正をするものです。

**第105号議案 町田市財政調整基金条例の一部を改正する条例**

※地方財政法の規定と文言を合わせるため、所要の改正をするものです。

**第106号議案 町田市公共施設整備等基金条例の一部を改正する条例**

※本基金の設置目的を整理するため、所要の改正をするものです。

### **第107号議案 町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例**

※成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

### **第108号議案 町田市博物館資料収集基金条例の一部を改正する条例**

※本基金の額を明記するため、所要の改正をするものです。

### **第109号議案 町田市美術品等収集基金条例の一部を改正する条例**

※本基金の額を明記するため、所要の改正をするものです。

### **第110号議案 町田市立国際版画美術館条例の一部を改正する条例**

※町田市立国際版画美術館運営協議会の委員構成等に関する規定を整備するため及び施設の使用料等を改定するため、所要の改正をするものです。

### **第111号議案 町田市わくわくプラザ条例の一部を改正する条例**

※わくわくプラザ町田の施設の利用料金を改定するため、所要の改正をするものです。

### **第112号議案 町田市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例の一部を改正する条例**

※介護保険法の規定と文言を合わせるため、所要の改正をするものです。

### **第113号議案 町田市小野路宿里山交流館条例の一部を改正する条例**

※小野路宿里山交流館の施設の利用料金を改定するため、所要の改正をするものです。

### **第114号議案 町田市あき地の環境保全に関する条例の一部を改正する条例**

※あき地の適切な管理に関する指導、勧告、措置命令及び代執行に関する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

### **第115号議案 町田都市計画事業等による被買収者に対する住宅等の資金利子補給条例を廃止する条例**

※本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。

### **第116号議案 町田市ラブホテル建築の規制に関する条例を廃止する条例**

※本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。

### **第117号議案 町田市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例**

※町田市住居表示整備審議会の委員に関する規定を改めるため、所要の改正をするものです。

### **第 1 1 8 号議案 町田市営住宅条例の一部を改正する条例**

※町田市営住宅への入居手続に際して、連帯保証人を不要とするため、所要の改正をするものです。

### **第 1 1 9 号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例**

※「町田都市計画鶴川駅南地区地区計画」の都市計画決定及び「町田都市計画鶴川駅前地区地区計画」の都市計画変更等に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

### **第 1 2 0 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例**

※町田ぼたん園の入園料を改定するため、所要の改正をするものです。

### **第 1 2 1 号議案 町田えびね苑条例の一部を改正する条例**

※町田えびね苑の入苑料を改定するため、所要の改正をするものです。

### **第 1 2 2 号議案 町田市緑の保全と育成に関する条例の一部を改正する条例**

※所期の目的を達成した附属機関について整理をするため、所要の改正をするものです。

### **第 1 2 3 号議案 町田市水洗便所改造工事等資金貸付条例を廃止する条例**

※本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。

### **第 1 2 4 号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例**

※成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。

### **第 1 2 5 号議案 町田市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例**

※学校温水プールの使用料を改正するため、所要の改正をするものです。

### **第 1 2 6 号議案 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約の変更契約**

※町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約において、賃金水準又は物価水準の変動に対応するため、工事請負契約書に定める条項を適用し、整備工事費を増額する変更契約を締結するものです。

### **第 1 2 7 号議案 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート新築工事請負契約の変更契約**

※梅雨の長雨や度重なる台風の影響により、現場作業を進められない日数が増え、工事工程に影響が生じているため、工期の変更契約を締結するものです。

### **第 1 2 8 号議案 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート整備工事（その 2）請負契約の変更契約**

※梅雨の長雨や度重なる台風の影響により、現場作業を進められない日数が増え、工事工程に影響が生じており、関連工事完了後に施工する建物周辺の整備工事があるため、工期の変更契約を締結するものです。

### **第 1 2 9 号議案 生活保護法第 6 3 条に基づく返還金に係る訴訟の提起について**

※生活保護費を受給していた者に対し、生活保護費の返還を求めため、生活保護法第 63 条に基づく返還金に係る訴訟を提起するものです。

### **第 1 3 0 号議案 生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について**

※生活保護費を受給していた者に対し、生活保護費の返還を求めため、生活保護法第 78 条に基づく徴収金、同法第 63 条に基づく返還金及び地方自治法施行令第 159 条に基づく戻入金に係る訴訟を提起するものです。

### **第 1 3 1 号議案 東京都と神奈川県との境界にわたる町田市と相模原市との境界変更について**

※町田市と相模原市の行政境界は、改修前の境川の河川中央となっています。境川の河川改修により市域の一部が新河川により分断され、飛地が生じています。この飛地により、関係権利者の土地利用や行政施策上に不都合が生じています。これらの不都合を解消し、住民生活の利便性の向上を図るため、関係権利者の合意の上、両市の境界を改修後の河川中央に変更するものです。

### **第 1 3 2 号議案 町田市と相模原市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について**

※町田市と相模原市との境界を変更することに伴い、両市の財産の処分に関して協議するものです。

### **第 1 3 3 号議案 町字区域の変更について**

※町田市と相模原市との境界の変更に伴い、町字区域を変更するものです。

### **第 1 3 4 号議案 字区域の廃止及び町区域の変更について**

※小山片所土地区画整理事業の換地処分に伴い、新たな地番を分かりやすく整理するため、小山町の一部の字区域を廃止し、小山ヶ丘三丁目の一部を小山町に編入するものです。

### **第 1 3 5 号議案 町田市美術工芸館の指定管理者の指定について**

※町田市美術工芸館を管理する指定管理者を指定するものです。

### **第 1 3 6 号議案 藤の台学童保育クラブ外 1 1 箇所の指定管理者の指定について**

※藤の台学童保育クラブ外 11 箇所を管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 3 7 号議案 大戸のびっ子学童保育クラブの指定管理者の指定について**

※大戸のびっ子学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 3 8 号議案 南つくし野学童保育クラブの指定管理者の指定について**

※南つくし野学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 3 9 号議案 鶴川第二学童保育クラブの指定管理者の指定について**

※鶴川第二学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 4 0 号議案 山崎学童保育クラブの指定管理者の指定について**

※山崎学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

**第 1 4 1 号議案 玉川学園子どもクラブころころ児童館及びころころ学童保育クラブの指定管理者の指定について**

※玉川学園子どもクラブころころ児童館及びころころ学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。

令和元年度（2019年度）

12月補正予算

## 12月補正予算の概要

12月補正予算では、9月の台風15号及び10月の台風19号による被害があった学校施設、公園、その他公共施設等の復旧対応を迅速に行うために、多額の予備費を要したことから、今後の不足の事態に備えるために、予備費を増額します。

また、小・中学校体育館における児童・生徒の熱中症対策を図るとともに、災害時における市民の避難場所としての機能を強化するため、体育館空調設備の設置工事を実施します。

さらに、小学校校舎外壁等の改修による防災機能の強化や、防火シャッターの改修などの老朽化対策のための改修工事についても、一部を前倒して実施します。

加えて、2021年4月から始める学童保育クラブでの高学年児童（4年生～6年生）の受け入れに向けて、町田第一小学校区学童保育クラブを増築するため、実施設計に係る費用の債務負担行為を設定します。

そのほか、2020年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック大会期間中に、市民や市外から来訪される方とともに選手・チームを応援するため、パブリックビューイングなどの実施に係る債務負担行為を設定します。

一般会計	9億8,214万3千円
特別会計	2,000万円
計	10億 214万3千円

### 一般会計補正予算の主な内容

#### 1 子育て・教育環境のさらなる充実を目指して

- ・小・中学校体育館空調設備設置事業 7億1,038万円
- ・小学校校舎等改修事業 2億3,127万円
- ・学童保育クラブ整備事業（債務負担行為の設定） 0円

#### 2 賑わいのあるまちづくりのために

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック大会気運醸成事業  
（債務負担行為の設定） 0円

#### 3 その他

- ・下水道事業会計繰出金 2,000万円

### 特別会計の補正額

- ・下水道事業会計 2,000万円

## 2019年度12月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前の額		補 正 額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
一 般 会 計		164,546,079	59.1	982,143	165,528,222	59.3
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	41,960,444	15.1	—	41,960,444	15.0
	下 水 道 事 業 会 計	9,500,803	3.4	20,000	9,520,803	3.4
	介 護 保 険 事 業 会 計	35,151,924	12.6	—	35,151,924	12.6
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	11,553,281	4.2	—	11,553,281	4.1
	病 院 事 業 会 計	15,559,294	5.6	—	15,559,294	5.6
	収 益 的	14,594,679	5.3	—	14,594,679	5.3
	資 本 的	964,615	0.3	—	964,615	0.3
	小 計	113,725,746	40.9	20,000	113,745,746	40.7
合 計		278,271,825	100.0	1,002,143	279,273,968	100.0

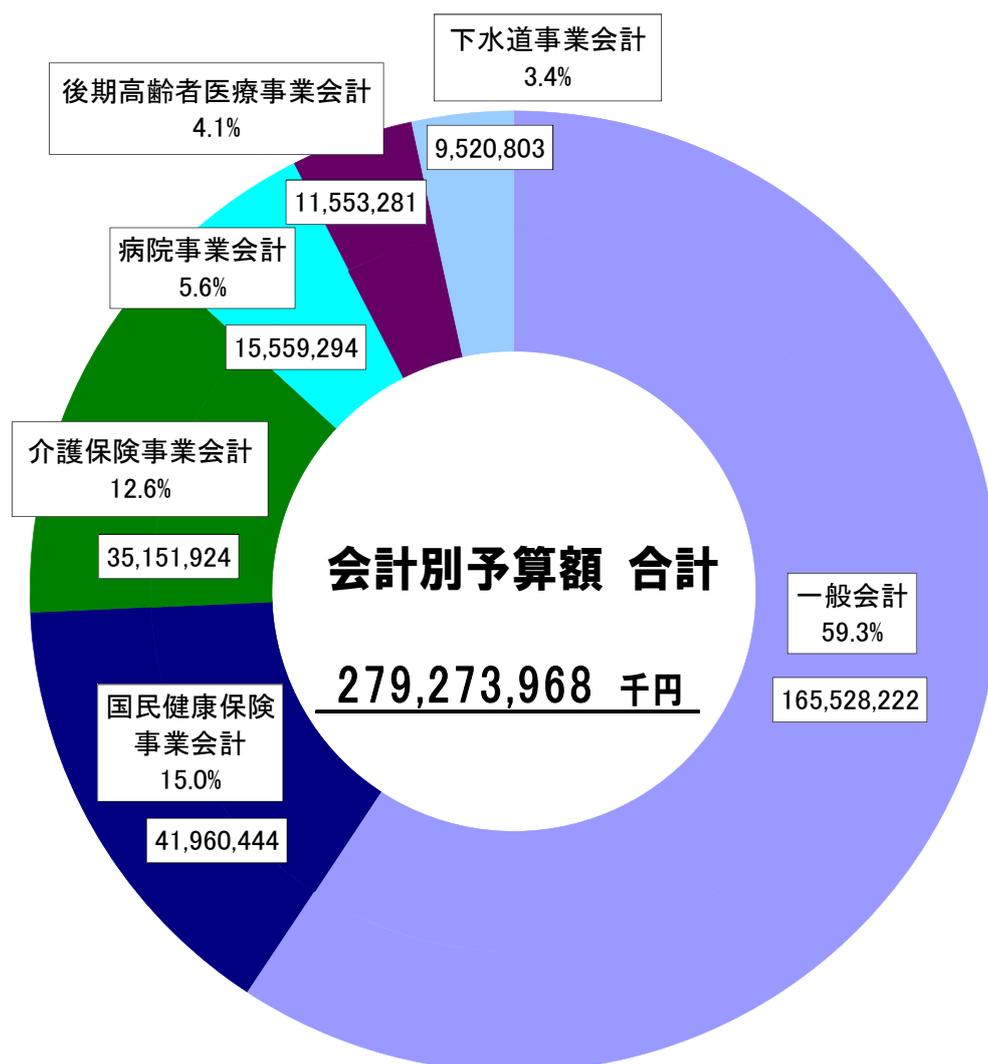
### 【概要】

- 一般会計の補正額は9億8,214万3千円で、補正後の全会計予算総額2,792億7,396万8千円に対する一般会計の構成比は59.3%です。
- 下水道事業会計の補正額は2,000万円で、台風19号による被害への対応に予備費を要したことから、予備費の増額に伴う補正です。

# 2019年度 会計別予算構成

<12月補正後>

(単位:千円)



## 2019年度12月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	68,099,863	41.4	—	68,099,863	41.1
2. 地 方 譲 与 税	707,601	0.4	—	707,601	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	106,000	0.1	—	106,000	0.1
4. 配 当 割 交 付 金	475,500	0.3	—	475,500	0.3
5. 株式等譲渡所得割交付金	318,000	0.2	—	318,000	0.2
6. 地方消費税交付金	6,453,000	3.9	—	6,453,000	3.9
7. ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.0	—	38,000	0.0
8. 自動車取得税交付金	191,001	0.1	—	191,001	0.1
9. 環境性能割交付金	130,000	0.1	—	130,000	0.1
10. 地方特例交付金	840,706	0.5	—	840,706	0.5
11. 地方交付税	2,458,000	1.5	—	2,458,000	1.5
12. 交通安全対策特別交付金	50,000	0.0	—	50,000	0.0
13. 分担金及び負担金	1,204,681	0.7	—	1,204,681	0.7
14. 使用料及び手数料	3,505,490	2.1	—	3,505,490	2.1
15. 国庫支出金	31,731,125	19.3	57,417	31,788,542	19.2
16. 都支出金	21,802,566	13.3	25,925	21,828,491	13.2
17. 財産収入	711,980	0.4	—	711,980	0.4
18. 寄附金	93,693	0.1	—	93,693	0.1
19. 繰入金	6,682,444	4.1	497,801	7,180,245	4.3
20. 繰越金	2,398,844	1.4	—	2,398,844	1.5
21. 諸収入	3,257,985	2.0	—	3,257,985	2.0
22. 市債	13,289,600	8.1	401,000	13,690,600	8.3
歳入合計	164,546,079	100.0	982,143	165,528,222	100.0

### 【概要】

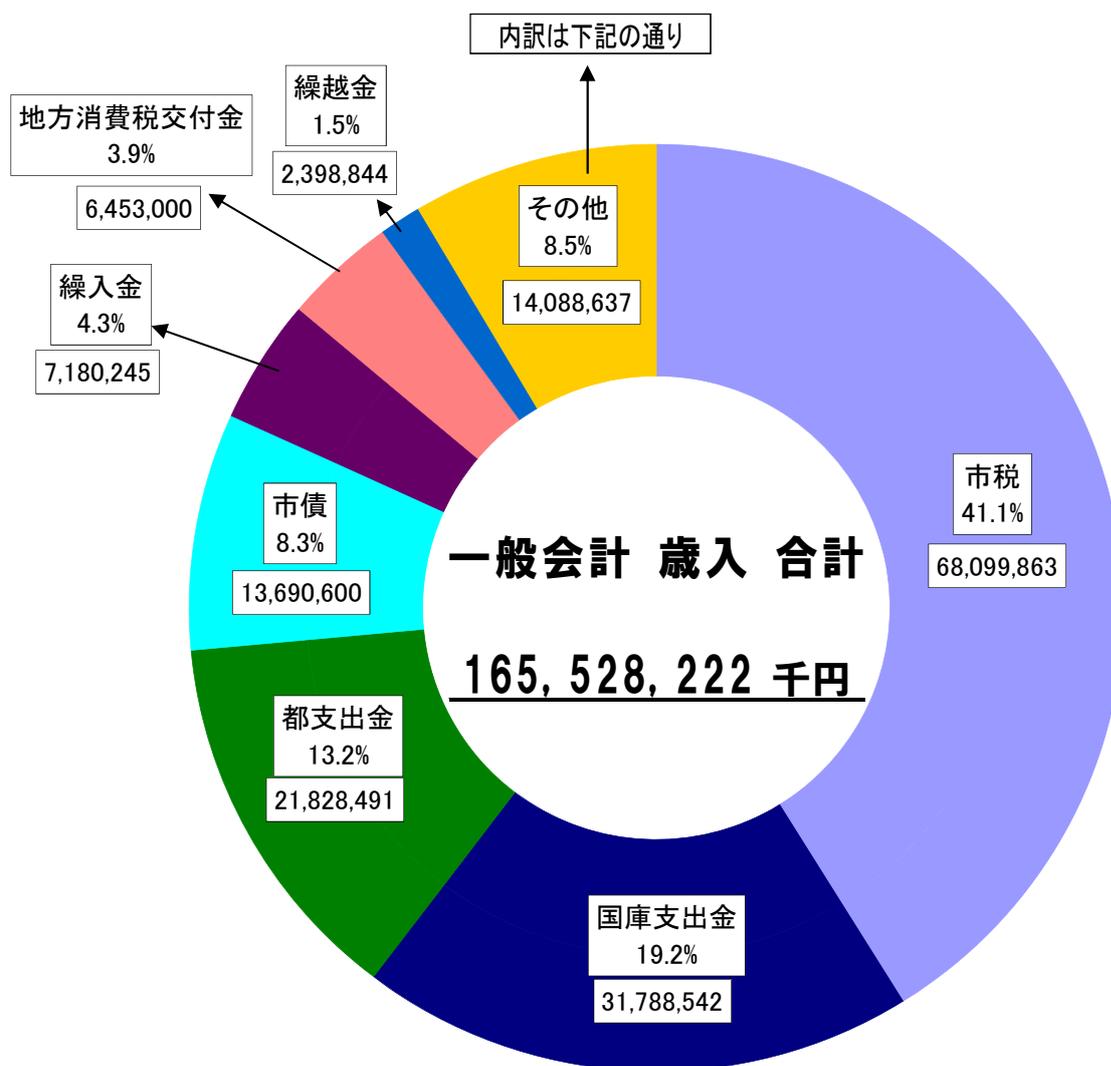
#### 12月補正予算の主なもの

- 款15.国庫支出金 学校施設環境改善交付金(0.6億円)
- 款16.都支出金 生産緑地買取事業費補助金(0.2億円)  
都民税徴収委託金(0.1億円)
- 款19.繰入金 公共施設整備等基金繰入金(3.8億円)  
財政調整基金繰入金(1.2億円)
- 款22.市債 学校施設整備事業債(4.8億円)  
都市計画事業債(△0.8億円)

# 2019年度 一般会計 歳入予算内訳

<12月補正後>

(単位:千円)



## その他 内訳

使用料及び手数料	3,505,490	株式等譲渡所得割交付金	318,000
諸収入	3,257,985	自動車取得税交付金	191,001
地方交付税	2,458,000	環境性能割交付金	130,000
分担金及び負担金	1,204,681	利子割交付金	106,000
地方特例交付金	840,706	寄附金	93,693
財産収入	711,980	交通安全対策特別交付金	50,000
地方譲与税	707,601	ゴルフ場利用税交付金	38,000
配当割交付金	475,500		

## 2019年度12月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補正額	計 (構成比)	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	682,145 (0.4%)	—	682,145 (0.4%)	—	—	—	—	—
2. 総務費	17,391,650 (10.5%)	—	17,391,650 (10.5%)	—	9,725	—	—	△ 9,725
3. 民生費	82,109,323 (49.9%)	—	82,109,323 (49.6%)	—	—	—	—	—
4. 衛生費	16,023,305 (9.7%)	—	16,023,305 (9.7%)	—	—	—	—	—
5. 労働費	39,130 (0.0%)	—	39,130 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	417,518 (0.3%)	—	417,518 (0.3%)	—	—	—	—	—
7. 商工費	3,582,290 (2.2%)	—	3,582,290 (2.2%)	—	—	—	—	—
8. 土木費	17,549,124 (10.7%)	△ 59,502	17,489,622 (10.6%)	—	16,200	△ 75,000	△ 1,200	498
9. 消防費	5,142,013 (3.1%)	—	5,142,013 (3.1%)	—	—	—	—	—
10. 教育費	14,340,855 (8.7%)	941,645	15,282,500 (9.2%)	57,417	—	476,000	379,000	29,228
11. 災害 復旧費	6 (0.0%)	—	6 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	7,168,720 (4.4%)	—	7,168,720 (4.3%)	—	—	—	—	—
13. 予備費	100,000 (0.1%)	100,000	200,000 (0.1%)	—	—	—	—	100,000
歳出合計	164,546,079 (100.0%)	982,143	165,528,222 (100.0%)	57,417	25,925	401,000	377,800	120,001

### 【概要】

#### 12月補正予算の主なもの

- 款8.土木費 下水道事業会計繰出金(0.2億円)  
薬師池公園四季彩の杜整備工事費(△0.8億円)
- 款10.教育費 小・中学校体育館空調設備整備工事費(7.1億円)  
小学校校舎等改修工事費(2.2億円)
- 款13.予備費 予備費(1.0億円)
- 債務負担行為補正の内容(期間/限度額/総事業費)
  - 追加: 町田第一小学校区学童保育クラブ整備事業(2019~2020年度/0.1億円/0.1億円)
  - 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲートバスベイ整備事業  
(2019~2020年度/0.8億円/1.3億円)
  - 中学校体育館空調設備設置事業(2019~2020年度/8.0億円/13.2億円)
  - 小学校体育館空調設備設置事業(2019~2020年度/3.0億円/5.0億円)
  - 鶴間小学校中規模改修事業(2019~2020年度/1.4億円/2.2億円)
  - 東京2020オリンピック・パラリンピック大会気運醸成事業  
(2019~2020年度/0.2億円/0.2億円)
  - 変更: 玉川学園前駅周辺整備事業  
(2019~2020年度→2019~2021年度/2.7億円→5.5億円/5.0億円→5.5億円)
  - 南つくし野小学校中規模改修事業  
(2019~2020年度/3.3億円→2.6億円/5.3億円→4.6億円)

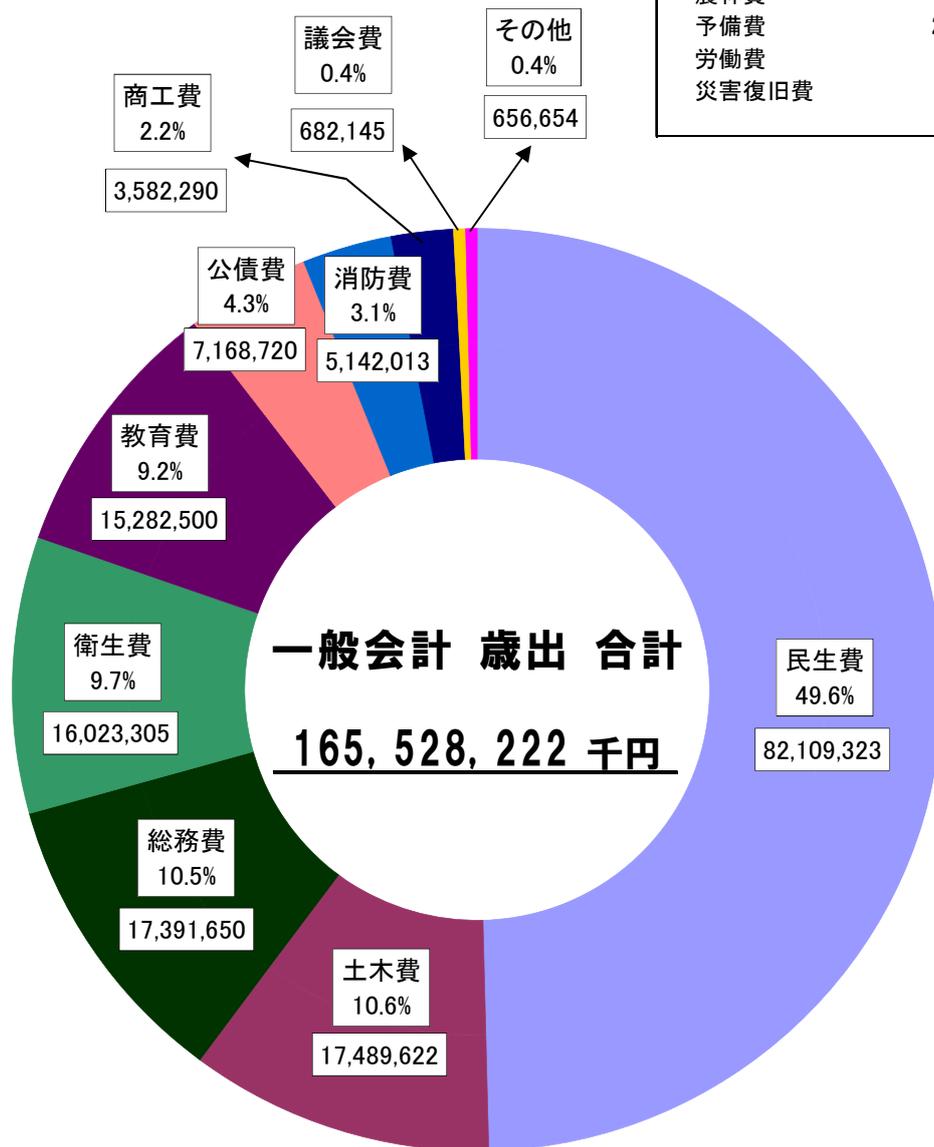
# 2019年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<12月補正後>

(単位:千円)

## その他の内訳

農林費	417,518
予備費	200,000
労働費	39,130
災害復旧費	6



2019年度12月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額		補正額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
義 務 的 経 費	人 件 費	22,731,078	13.8	—	22,731,078	13.7
	職 員 給 与 費	19,093,942	11.6	—	19,093,942	11.5
	特別職給与費等	3,626,802	2.2	—	3,626,802	2.2
	扶 助 費	52,383,384	31.8	—	52,383,384	31.7
	公 債 費	7,168,719	4.4	—	7,168,719	4.3
	計	82,283,181	50.0	—	82,283,181	49.7
投 資 的 経 費		20,382,764	12.4	862,143	21,244,907	12.8
そ の 他 経 費	物 件 費	26,137,622	15.9	—	26,137,622	15.8
	維 持 補 修 費	1,088,758	0.7	—	1,088,758	0.7
	補 助 費 等	14,901,648	9.0	—	14,901,648	9.0
	繰 出 金	17,310,974	10.5	20,000	17,330,974	10.5
	出 資 金 ・ 貸 付 金	601	0.0	—	601	0.0
	積 立 金	2,340,531	1.4	—	2,340,531	1.4
	予 備 費	100,000	0.1	100,000	200,000	0.1
	計	61,880,134	37.6	120,000	62,000,134	37.5
歳 出 合 計		164,546,079	100.0	982,143	165,528,222	100.0

【概要】

12月補正予算の主なもの

- 投資的経費
  - 小・中学校体育館空調設備整備工事費(7.1億円)
  - 小学校校舎等改修工事費(2.2億円)
  - 薬師池公園四季彩の杜整備工事費(△0.8億円)
- 繰出金
  - 下水道事業会計繰出金(0.2億円)
- 予備費
  - 予備費(1.0億円)

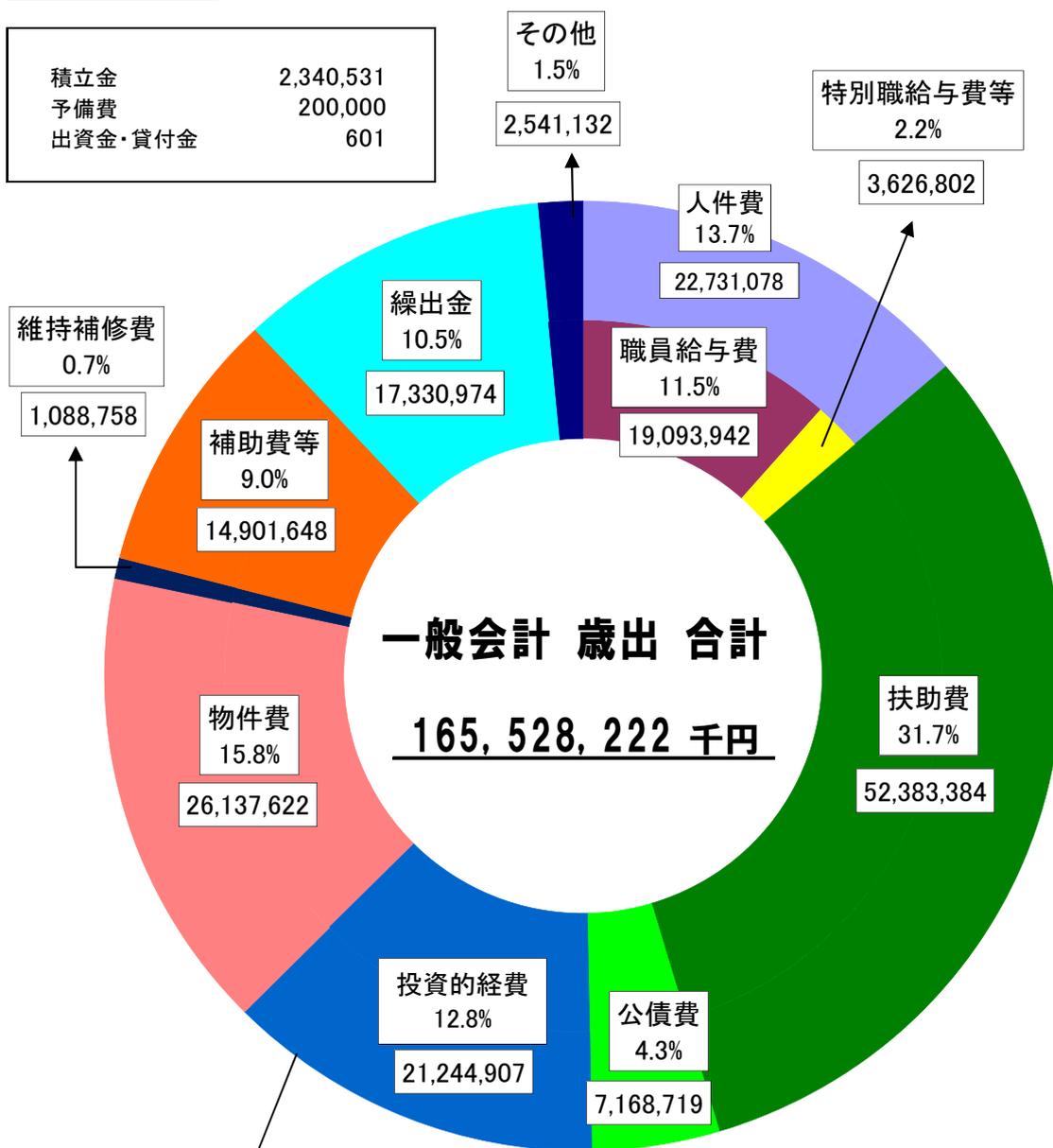
# 2019年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<12月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	2,340,531
予備費	200,000
出資金・貸付金	601



投資的経費 内訳

総務費	2,544,364	土木費	9,171,299
民生費	1,155,448	消防費	263,547
衛生費	4,159,851	教育費	3,817,096
農林費	101,373	災害復旧費	6
商工費	31,923		

議案概要

議案名	第100号議案 町田市まち・ひと・しごと創生基金条例
-----	----------------------------

【議案提出の目的】

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）※による企業からの寄附金を適正に管理することを目的として、まち・ひと・しごと創生基金を設置するため、制定するものです。

【議案の内容】

- まち・ひと・しごと創生基金を活用する事業、積立額、管理、運用益金の処理等について定めます。
- 公布の日から施行します。

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第241条（基金）

【制定により何が変わるか】

- 企業版ふるさと納税による寄附金を活用するための基金を創設することで、企業が町田市に寄附をしやすい環境を整えます。

※「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合に、寄附額の3割を法人関係税から税額控除する仕組みです。寄附をした企業は、既存の軽減（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約6割の減税効果が見込まれます。

通常の寄附では		
損金算入による軽減 (約3割)		企業負担 (約7割)
		
企業版ふるさと納税にすると		
損金算入による軽減 (約3割)	税額控除 (3割)	企業負担 (約4割)
<p>(例) 企業版ふるさと納税として100万円を寄附した場合、法人関係税において約60万円の税が軽減されることとなります。</p> <p>&lt;留意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市における寄附の対象となる事業は、既に内閣府から認定を受けている「<u>芹ヶ谷公園芸術の杜プロジェクト</u>」です。</li> <li>・1回当たり10万円以上の寄附が対象です。</li> <li>・町田市外に本社がある企業が対象です。</li> </ul>		

問合せ先	政策経営部 企画政策課長 浦田	電話	724-2103
------	-----------------	----	----------

## 議案概要

議案名	第101号議案 町田市表彰条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 表彰の適用除外の規定から「成年被後見人又は被保佐人」及び「分限により免職された者」を削ります。</li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律</li></ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 成年被後見人及び被保佐人について、一律に表彰の対象外とするのではなく、本人の功績等の要件を審査し、決定することとします。</li><li>○ 分限免職者について、心身の故障や職の廃止により免職となる場合もあることから、一律に表彰の対象外とするのではなく、本人の功績等の要件を審査し、決定することとします。</li></ul>			
問合せ先	政策経営部 秘書課長 塩澤	電話	724-2100

## 議案概要

議案名	第102号議案 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 引用法律等の文言を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 職員の職務に専念する義務の免除に関する規定の引用法律について、文言を整理します。<ul style="list-style-type: none"><li>・「地方教育行政の組織および運営に関する法律」→「市町村立学校職員給与負担法」</li></ul></li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本条例は、1966年（昭和41年）の最終改正以来、改正が行われていませんでした。</li><li>○ 規定する内容に変更はありませんが、より簡潔に規定する引用法律に改めるものです。</li></ul>			
問合せ先	総務部 職員課長 老沼	電話	724-2199

議案概要

議案名	第103号議案 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止します。</li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本条例は、1989年（平成元年）2月に制定されました。</li><li>○ 本条例による免除の対象は、1989年（昭和64年）1月7日前の行為について1989年（平成元年）2月24日前行った減給又は戒告の懲戒処分及び1989年（昭和64年）1月7日前の事由による賠償責任に基づく債務であることから、今後、新たに本条例の対象となる懲戒処分や債務が発生することはありません。</li></ul>			
問合せ先	総務部 職員課長 老沼	電話	724-2199

## 議案概要

議案名	第104号議案 町田市特別会計条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 鶴川駅南土地区画整理事業を開始することに伴い、特別会計を設置するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 土地区画整理法に基づく町田市都市計画事業鶴川駅南土地区画整理事業の円滑な運営とその経理の適正化を図るため、町田市鶴川駅南土地区画整理事業会計を設置します。</li><li>○ 2020年4月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法第209条第2項</li></ul> <p><b>【参考】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 鶴川駅北土地区画整理事業会計 2008年(平成20年)廃止</li><li>○ 忠生土地区画整理事業会計 2013年(平成25年)廃止</li></ul>			
問合せ先	財務部 財政課長 高田	電話	724-2149

議案概要

議案名	第105号議案 町田市財政調整基金条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 地方財政法の規定と文言を合わせるため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方財政法の規定に合わせて文言を整理します。<ul style="list-style-type: none"><li>・「教育、土木その他の建設事業」 → 「大規模な土木その他の建設事業」</li><li>・「長期計画に基づく、建設事業」 → 「長期にわたる財源の育成」</li></ul></li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本条例は、1964年（昭和39年）の制定以来、一度も改正が行われていませんでした。</li></ul>			
問合せ先	財務部 財政課長 高田	電話	724-2149

議案概要

議案名	第106号議案 町田市公共施設整備等基金条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 本基金の設置目的を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本条例の題名から「等」を削り、「町田市公共施設整備基金条例」に改めます。</li><li>○ 本基金の設置目的から「老人福祉行政の資金に充当するため」を削ります。</li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 当該規定は、1985年（昭和60年）の条例改正により、「老人対象施設に関する負担金」を基金に積み立てて管理する目的で加えられました。</li><li>○ 市として行うべき「老人対象施設に関する資金」については、本基金とは別に予算措置されています。</li></ul>			
問合せ先	財務部 財政課長 高田	電話	724-2149

## 議案概要

議案名	第107号議案 町田市消防団に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 消防団員の欠格条項※から、「成年被後見人又は被保佐人」を削ります。</li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律</li></ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 成年被後見人及び被保佐人であることを理由に、一律に消防団員の対象者から除外するのではなく、職務の適格性について個別的に判断し、決定することとします。</li></ul> <p>※「欠格条項」とは、消防団員になることができない要件をいいます。</p>			
問合せ先	防災安全部 防災課長 星野	電話	724-3075

議案概要

議案名	第108号議案 町田市博物館資料収集基金条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 本基金の額を明記するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本基金が定額運用基金<sup>*</sup>であることを明確にするため、基金の額が5千万円である旨を規定します。</li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法第241条（基金）</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本条例は、1987年（昭和62年）の制定以来、改正が行われていませんでした。</li></ul> <p>※「定額運用基金」とは、一定額の原資金を運用することにより、特定の事務又は事業を運営するために設けられる基金です。基金は、定額運用基金と積立運用基金に区別されます。</p>			
問合せ先	文化スポーツ振興部 文化振興課長 神谷	電話	724-2184

議案概要

議案名	第109号議案 町田市美術品等収集基金条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 本基金の額を明記するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本基金が定額運用基金<sup>*</sup>であることを明確にするため、基金の額が1億円である旨を規定します。</li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法第241条（基金）</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本条例は、1983年（昭和58年）の制定以来、改正が行われていませんでした。</li></ul> <p><small>※「定額運用基金」とは、一定額の原資金を運用することにより、特定の事務又は事業を運営するために設けられる基金です。基金は、定額運用基金と積立運用基金に区別されます。</small></p>			
問合せ先	文化スポーツ振興部 国際版画美術館 副館長 高木	電話	726-2771

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第110号議案 町田市立国際版画美術館条例の一部を改正する条例</p>																				
<p><b>【議案提出の目的】</b></p>																					
<p>町田市立国際版画美術館運営協議会の委員構成等に関する規定を整備するため及び施設の使用料等を改定するため、所要の改正をするものです。</p>																					
<p><b>【議案の内容】</b></p>																					
<p>○ 町田市立国際版画美術館運営協議会の委員構成を明記します。</p>																					
<p>＜委員構成＞</p>																					
<p>・学識経験を有する者 4人以内</p>																					
<p>・社会教育の関係者 1人</p>																					
<p>・学校教育の関係者 2人以内</p>																					
<p>・文化活動団体の代表者 1人</p>																					
<p>○ 専用使用（貸切り）に加え、個人使用として版画工房（アトリエを含む。）の施設使用料（1,250円）を規定します。</p>																					
<p>○ 附属設備の使用料を別表に明記します。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>附属設備の名称</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポットライト</td> <td>1台1日</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>展示台</td> <td>1台1日</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>テーブル</td> <td>1台1日</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>テーブルクロス</td> <td>1枚1回</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>放送設備一式</td> <td>1式1日</td> <td>780円</td> </tr> </tbody> </table>				附属設備の名称	単位	使用料	スポットライト	1台1日	150円	展示台	1台1日	310円	テーブル	1台1日	100円	テーブルクロス	1枚1回	1,100円	放送設備一式	1式1日	780円
附属設備の名称	単位	使用料																			
スポットライト	1台1日	150円																			
展示台	1台1日	310円																			
テーブル	1台1日	100円																			
テーブルクロス	1枚1回	1,100円																			
放送設備一式	1式1日	780円																			
<p>○ 中学生以下の観覧料は、全日無料である旨を明記します。</p>																					
<p>○ 65歳以上の観覧料を一般料金の半額とする規定を削ります。</p>																					
<p>○ 2020年4月1日から施行します。</p>																					
<p><b>【経緯】</b></p>																					
<p>○ 本条例は、1986年（昭和61年）に制定しましたが、これまで詳細な規定の点検は行われていませんでした。</p>																					
<p>○ 附属機関の協議会の委員構成や小・中学生の観覧料及び附属設備の使用料について、条例中に規定します。</p>																					
<p>○ 企画展示の観覧料については、他市の同種施設を参考に一般料金の上限額の範囲内で展覧会の内容に応じた金額を設定します。</p>																					
<p>問合せ先</p>	<p>文化スポーツ振興部 国際版画美術館 副館長 高木</p>		<p>電話 726-2771</p>																		

議案概要

議案名	第111号議案 町田市わくわくプラザ条例の一部を改正する条例
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

わくわくプラザ町田の施設の利用料金を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ わくわくプラザ町田会議室等の利用料金を改めます。

<改正前> (2020年3月31日まで)

施設名称	利用単位及び利用料金			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
第1会議室	610円	860円	860円	2,330円
第2会議室	300円	400円	400円	1,100円
講習室	1,520円	2,080円	2,080円	5,680円



<改正後> (2020年4月1日から)

施設名称	利用単位及び利用料金			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）
第1会議室	800円	1,100円	1,100円	3,000円
第2会議室	400円	550円	550円	1,500円
講習室	2,000円	2,700円	2,700円	7,400円

○ 2020年4月1日から施行します。

問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課長 岡林	電話	724-2141
------	--------------------	----	----------

議案概要

議案名	第112号議案 町田市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 介護保険法の規定と文言を合わせるため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 介護保険法の規定に合わせて文言を整理します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「高額居宅支援サービス費」 → 「高額介護予防サービス費」</li><li>・「居宅支援福祉用具購入費」 → 「介護予防福祉用具購入費」</li><li>・「居宅支援住宅改修費」 → 「介護予防住宅改修費」</li></ul> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p><b>【経緯】</b></p> <p>○ 本条例は、2001年(平成13年)の最終改正以来、改正が行われていませんでした。</p>			
問合せ先	いきいき生活部 介護保険課長 古味	電話	724-4366

議案概要

議案名	第 1 1 3 号議案 町田市小野路宿里山交流館条例の一部を改正する条例
-----	--------------------------------------

【議案提出の目的】

小野路宿里山交流館の施設の利用料金を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 町田市小野路宿里山交流館の施設の利用料金を改めます。

<改正前> (2020年3月31日まで)

施設	午前 (午前 9 時から 午後 1 時まで)	午後 (午後 1 時から 午後 5 時まで)	全日 (午前 9 時から 午後 5 時まで)
和室 (1)	200 円	200 円	400 円
和室 (2)	200 円	200 円	400 円
土蔵	-	-	1,220 円
製茶場	-	-	810 円



<改正後> (2020年4月1日から)

施設	午前 (午前 9 時から 午後 1 時まで)	午後 (午後 1 時から 午後 5 時まで)	全日 (午前 9 時から 午後 5 時まで)
和室 (1)	300 円	300 円	600 円
和室 (2)	300 円	300 円	600 円
土蔵	-	-	1,830 円
製茶場	-	-	1,210 円

○ 2020年4月1日から施行します。

問合せ先	経済観光部 観光まちづくり課長 中村	電話	724-2128
------	--------------------	----	----------

議案概要

議案名	第 1 1 4 号議案 町田市あき地の環境保全に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> あき地の適切な管理に関する指導、勧告、措置命令及び代執行に係る規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ あき地の適切な管理に関する指導、勧告、措置命令について、一連の手続を段階的に行うことが明確になるよう規定を整理します。</li><li>○ 代執行は、行政代執行法に基づいて行うことができるため、代執行に係る規定を削ります。</li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本条例は、1977年（昭和52年）の最終改正以来、改正が行われていませんでした。</li></ul>			
問合せ先	環境資源部 環境保全課長 岸井	電話	724-2711

議案概要

議案名	第 1 1 5 号議案 町田都市計画事業等による被買収者に対する住宅等の資金利子補給条例を廃止する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田都市計画事業等による被買収者に対する住宅等の資金利子補給条例を廃止します。</li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本条例は、1968 年（昭和 43 年）に町田市又は町田市土地開発公社が行う都市計画事業等で、用地等を買収された者が新たに住宅等を取得するための資金を金融機関から借り入れた場合に、利子を補給することを目的として制定されました。</li><li>○ 本条例による利子補給は、過去 10 年以上実施しておらず、利子補給を実施する見込みはありません。</li></ul>			
問合せ先	都市づくり部 都市政策課長 窪田	電話	724-4247

議案概要

議案名	第116号議案 町田市ラブホテル建築の規制に関する条例を廃止する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田市ラブホテル建築の規制に関する条例を廃止します。</li><li>○ 町田市非常勤職員の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、町田市ラブホテル建築規制審議会の委員報酬に関する規定を削ります。</li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本条例は、1982年（昭和57年）にラブホテルの建築を規制することを目的として制定されました。</li><li>○ 制定当初は、学校等の近隣や商業地域以外の地域におけるラブホテルの建築を規制していましたが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令等の改正により、本条例と同等の規制がされることとなったため、本条例は、所期の目的を達成しました。</li></ul>			
問合せ先	都市づくり部 土地利用調整課長 荻野	電話	724-4254

議案概要

議案名	第117号議案 町田市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市住居表示整備審議会の委員に関する規定を改めるため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田市住居表示整備審議会の委員の定数を30人以内から10人以内に改めます。</li><li>○ 委員の構成を改めます。 &lt;委員構成&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>・住居表示に関し学識経験を有する者 1人</li><li>・市議会の議員 2人以内</li><li>・市を管轄する警察署の代表 2人以内</li><li>・市を管轄する消防署の代表 1人</li><li>・日本郵便株式会社の代表 3人以内</li><li>・東京法務局の代表 1人</li></ul></li><li>○ 2020年4月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 委員の定数は、1963年（昭和38年）の制定以来、改正が行われていませんでした。</li><li>○ 現在、市では、附属機関の委員の定数について、原則として20人以内とする方針を定めています。</li></ul>			
問合せ先	都市づくり部 土地利用調整課長 荻野	電話	724-4254

## 議案概要

議案名	第 1 1 8 号議案 町田市営住宅条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市営住宅への入居手続に際して、連帯保証人を不要とするため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 市営住宅への入居手続における連帯保証人に関する規定を削ります。</li><li>○ 2020年4月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 2018年3月30日に、国土交通省から「公営住宅の入居手続における保証人の連署する請書提出の義務付けを削除すること」に関して通知が出されました。</li></ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 単身高齢者の増加などにより、今後、入居手続に際して、連帯保証人の確保が一層困難となることが懸念されます。連帯保証人が不要となることで、より入居しやすい環境が整えられます。</li></ul>			
問合せ先	都市づくり部 住宅課長 泉	電話	724-4269

## 議案概要

議案名	第119号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例		
<b>【議案提出の目的】</b>			
「町田都市計画鶴川駅南地区地区計画」の都市計画決定及び「町田都市計画鶴川駅前地区地区計画」の都市計画変更等に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ <b>【鶴川駅南地区】</b>			
2019年8月の「町田都市計画鶴川駅南地区地区計画」の都市計画決定に伴い、当該地区における「建築物の容積率の最高限度」、「建築物の建蔽率の最高限度」及び「壁面の位置の制限」を定めます。			
○ <b>【鶴川駅北地区】</b>			
2019年8月の「町田都市計画鶴川駅前地区地区計画」の都市計画変更に伴い、地区計画の名称を「町田都市計画鶴川駅北地区地区計画」に改めるとともに、当該地区における「計画地区の区分の追加」及び「計画地区の区分名の一部変更」を行います。			
○ <b>【原町田六丁目地区】</b>			
都市計画で定められている「町田都市計画原町田六丁目地区地区計画」について、関係する規定を整備します。			
○ 公布の日から施行します。			
<b>【議案の法的根拠】</b>			
○ 建築基準法第68条の2第1項（市町村の条例に基づく制限）			
○ 建築基準法施行令第136条の2の5（地区計画等の区域内において条例で定める制限）			
問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課長 原田	電話	724-4413

議案概要

議案名	第120号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例
-----	----------------------------

【議案提出の目的】

町田ぼたん園の入園料を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 町田ぼたん園の団体入園料を廃止します。

<改正前> (2020年3月31日まで)

区分	入園料	
	個人	団体 (20人以上)
一般	520円	470円
中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	200円	180円
小学生以下	無料	



<改正後> (2020年4月1日から)

区分	入園料
一般	520円
中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	200円
小学生以下	無料

- 2020年4月1日から施行します。

問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397
------	-----------------	----	----------

議案概要

議案名	第 1 2 1 号議案 町田えびね苑条例の一部を改正する条例
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

町田えびね苑の入苑料を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 町田えびね苑の団体入苑料を廃止します。
- 小学生の入苑料を無料にします。

<改正前> (2020年3月31日まで)

区分	入苑料	
	個人	団体 (20人以上)
一般	310円	260円
小学生、中学生及び高校生並びにこれに準ずる者	100円	80円



<改正後> (2020年4月1日から)

区分	入苑料
一般	310円
中学生及び高校生並びにこれに準ずる者	100円
小学生以下	無料

- 2020年4月1日から施行します。

問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397
------	-----------------	----	----------

## 議案概要

議案名	第122号議案 町田市緑の保全と育成に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 所期の目的を達成した附属機関について整理をするため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 附属機関である町田市みどり委員会に関する規定を削ります。</li><li>○ 町田市非常勤職員の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、みどり委員会の委員報酬に関する規定を削ります。</li><li>○ 公布の日から施行します。</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田市みどり委員会は、緑の保全と育成を図ることを目的として1984年（昭和59年）に設置されました。</li><li>○ 緑の保全と育成に関する基本事項について答申がされたこと及び社会情勢の変化から大規模開発に関する諮問がなくなったことから、1997年（平成9年）を最後に当該委員会は、設置されていません。</li><li>○ 現在は、「町田市緑の基本計画2020」に基づき、緑の保全と育成を図り、緑のまちづくりを推進しています。</li></ul>			
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397

議案概要

議案名	第123号議案 町田市水洗便所改造工事等資金貸付条例を廃止する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田市水洗便所改造工事等資金貸付条例を廃止します。</li><li>○ 2020年4月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本条例は、1977年（昭和52年）にくみ取り便所を水洗便所に改造する工事等の資金の貸付けを行うことで、水洗便所の広域的な普及を行うことを目的として、制定されました。</li><li>○ 2010年に町田市私債権管理条例が施行されたことにより、資金の貸付については、個別の条例を定める必要性がなくなりました。</li></ul>			
問合せ先	下水道部 下水道整備課長 北川	電話	724-4297

## 議案概要

議案名	第124号議案 町田市下水道条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田市排水設備工事指定工事店の指定について、「成年被後見人又は被保佐人」であることを理由に指定しない旨の規定を削ります。</li><li>○ 排水設備工事責任技術者の登録について、「成年被後見人又は被保佐人」であることを理由に登録しない旨の規定を削ります。</li><li>○ 2020年1月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律</li></ul> <p><b>【改正により何が変わるか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 排水設備工事指定工事店の指定及び排水設備工事責任技術者の登録について、成年被後見人及び被保佐人であることを理由に、一律に対象者から除外するのではなく、業務の適格性について個別に判断し、決定することとします。</li></ul>			
問合せ先	下水道部 下水道管理課長 杉山	電話	724-4328

議案概要

議案名	第125号議案 町田市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
-----	-------------------------------------

【議案提出の目的】

学校温水プールの使用料を改定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 学校温水プールの使用料を改めます。

(2020年3月31日まで)				(2020年4月1日から)	
区分	単位	改正前使用料	➔	改正後使用料	
大人	1回	310円		460円	
子ども（小学生及び中学生）※	1回	100円		150円	
65歳以上の者及び障がい者	1回	100円		150円	

※子ども（小学生及び中学生）の使用料は、7月21日から8月31日までの期間の使用料で、これ以外の期間は無料です。

- 2020年4月1日から施行します。

問合せ先	生涯学習部 生涯学習センター長 塩田	電話	728-0071
------	--------------------	----	----------

議案概要

議案名	第126号議案 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約の変更契約
-----	------------------------------------------------

【議案提出の目的】

町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約において、賃金水準又は物価水準の変動に対応するため、工事請負契約書に定める条項を適用し、整備工事費を増額する変更契約を締結するものです。

【議案の内容】

- 契約金額の変更
  - ・ 契約金額を 29,524,237,000 円から 30,972,816,000 円に変更する（1,448,579,000 円増）。

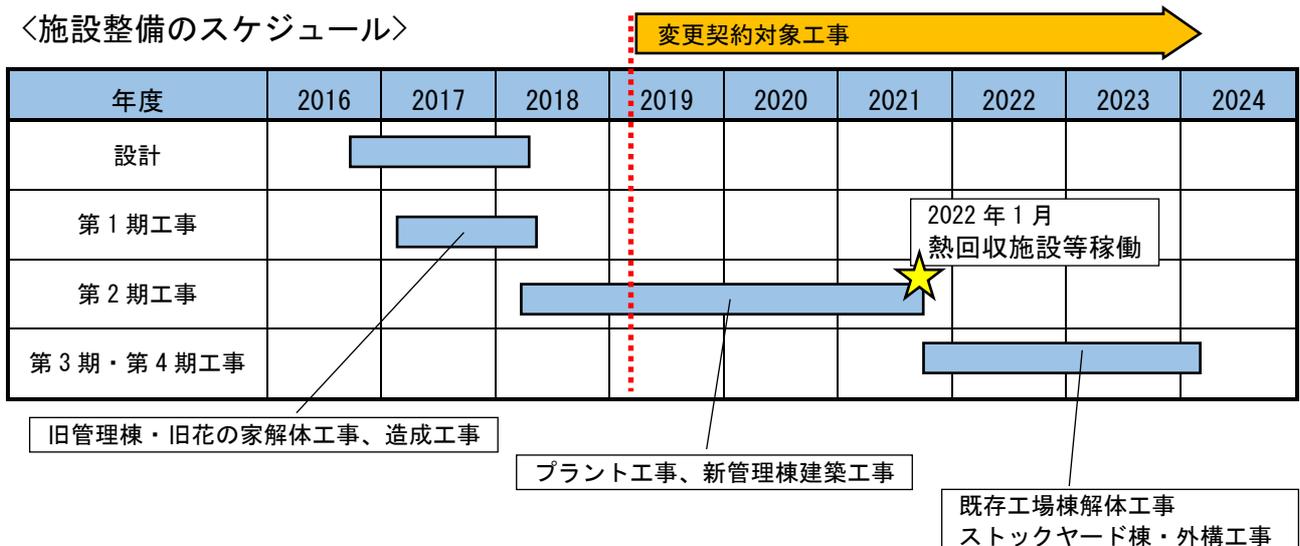
【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事
- 契約方法 条件付一般競争入札（総合評価方式）
- 契約金額 変更前契約金額 29,524,237,000 円  
変更後契約金額 30,972,816,000 円
- 契約相手方 東京都港区芝浦三丁目9番1号  
株式会社タクマ 東京支社  
支社長 丸田 元太
- 工期 2016年12月22日から2024年6月30日まで

〈施設整備のスケジュール〉



問合せ先	（契約内容）財務部 契約課長 山本	電話	724-2523
	（工事内容）環境資源部 循環型施設整備課長 平本		724-4384

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第127号議案 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート新築工事請負契約の変更契約</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  梅雨の長雨や度重なる台風の影響により、現場作業を進められない日数が増え、工事工程に影響が生じているため、工期の変更契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>                  ○ 履行期限の変更                  ・ 履行期限について 2020年2月14日を2020年3月2日に変更する。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>                  ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）                  ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）                  ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p><b>【契約の概要】</b>                  ○ 契約目的 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート新築工事                  ○ 契約方法 条件付一般競争入札                  ○ 契約金額 308,219,480円                  ○ 契約相手方 東京都町田市中町一丁目25番9号                  システム・ハウジング株式会社                  代表取締役 渋谷 俊彦</p> <p>○ 工 期 変更前の工期 2019年4月1日から2020年2月14日まで                  変更後の工期 2019年4月1日から2020年3月2日まで</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本                  (工事内容) 財務部 営繕課長 田中                  (事業内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523                  724-1293                  724-4398</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第128号議案 町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート整備工事（その2）請負契約の変更契約</p>												
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  梅雨の長雨や度重なる台風の影響により、現場作業を進められない日数が増え、工事工程に影響が生じており、関連工事完了後に施工する建物周辺の整備工事があるため、工期の変更契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>                  ○ 履行期限の変更                  ・履行期限について2020年3月16日を2020年3月30日に変更する。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>                  ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）                  ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）                  ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p><b>【契約の概要】</b></p> <table border="0" data-bbox="135 918 1348 1254"> <tr> <td>○ 契約目的</td> <td>町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート整備工事（その2）</td> </tr> <tr> <td>○ 契約方法</td> <td>条件付一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>○ 契約金額</td> <td>444,794,748円</td> </tr> <tr> <td>○ 契約相手方</td> <td>東京都町田市忠生三丁目13番地21 株式会社南州建設開発興業 代表取締役 岩切 克之</td> </tr> <tr> <td>○ 工期</td> <td>変更前の工期 2019年4月1日から2020年3月16日まで 変更後の工期 2019年4月1日から2020年3月30日まで</td> </tr> </table>				○ 契約目的	町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート整備工事（その2）	○ 契約方法	条件付一般競争入札	○ 契約金額	444,794,748円	○ 契約相手方	東京都町田市忠生三丁目13番地21 株式会社南州建設開発興業 代表取締役 岩切 克之	○ 工期	変更前の工期 2019年4月1日から2020年3月16日まで 変更後の工期 2019年4月1日から2020年3月30日まで
○ 契約目的	町田薬師池公園四季彩の杜ウェルカムゲート整備工事（その2）												
○ 契約方法	条件付一般競争入札												
○ 契約金額	444,794,748円												
○ 契約相手方	東京都町田市忠生三丁目13番地21 株式会社南州建設開発興業 代表取締役 岩切 克之												
○ 工期	変更前の工期 2019年4月1日から2020年3月16日まで 変更後の工期 2019年4月1日から2020年3月30日まで												
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本                  (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-4398</p>										

議案概要

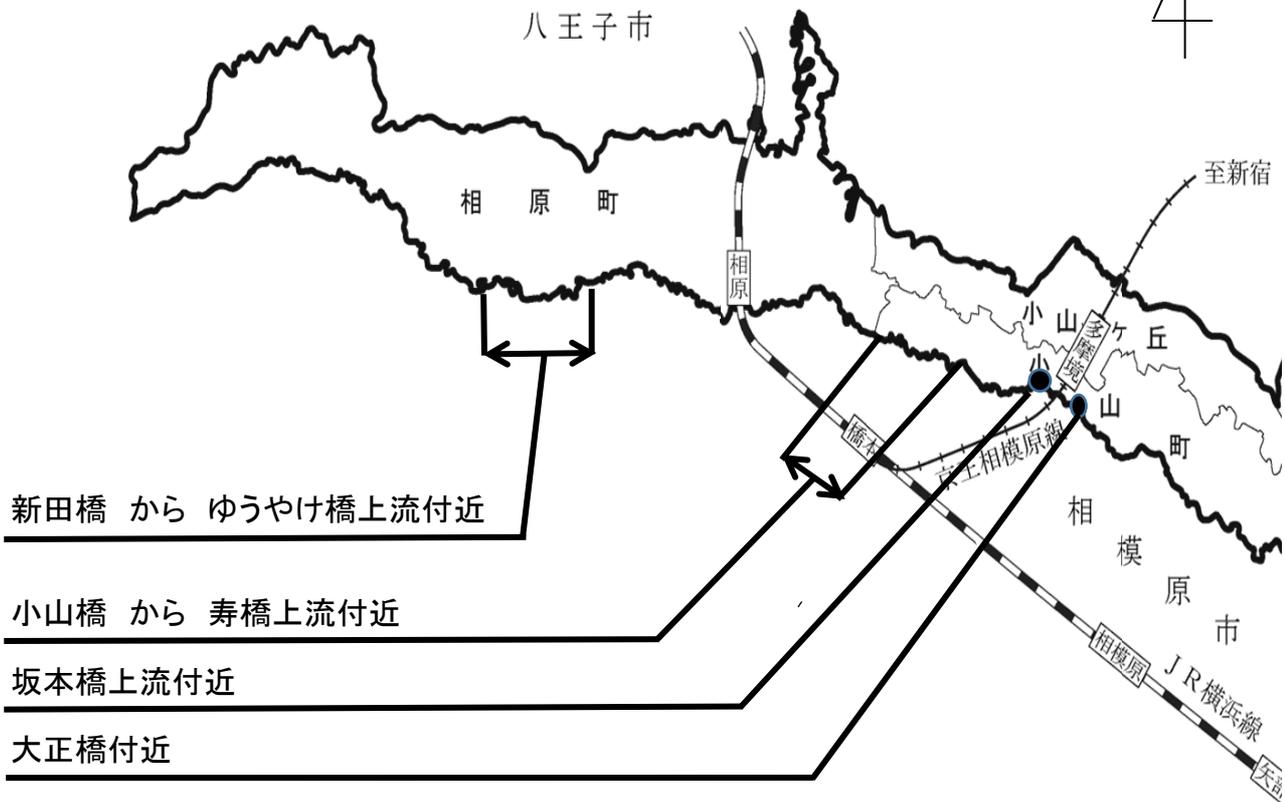
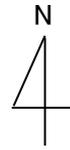
議案名	第129号議案 生活保護法第63条に基づく返還金に係る訴訟の提起について		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 生活保護費を受給していた者に対し、生活保護費の返還を求めため、生活保護法第63条に基づく返還金に係る訴訟を提起するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 生活保護費を受給していた者が生活保護費受給中の就労収入について、申告が遅れたことにより、支給済みの生活保護費相当額1,268,617円が過払いとなりました。</li><li>○ 80,000円の返還を受けましたが、いまだに1,188,617円の返還がないため、訴訟を提起するものです。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法第96条第1項第12号（訴えの提起）</li><li>○ 生活保護法第63条（費用返還義務）</li></ul>			
問合せ先	財務部 納税課債権対策担当課長 中村	電話	724-3295

## 議案概要

議案名	第130号議案 生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 生活保護費を受給していた者に対し、生活保護費の返還を求めため、生活保護法第78条に基づく徴収金、同法第63条に基づく返還金及び地方自治法施行令第159条に基づく戻入金に係る訴訟を提起するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 生活保護費を受給していた者が生活保護費受給中の就労収入について、申告をしなかったこと等により、支給済みの生活保護費相当額2,256,052円の返還が必要となりました。</li><li>○ 131,633円の返還を受けましたが、いまだに2,124,419円の返還がないため、訴訟を提起するものです。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法第96条第1項第12号（訴えの提起）</li><li>○ (2014年7月1日改正前)生活保護法第78条（費用の徴収）</li><li>○ 生活保護法第63条（費用返還義務）</li><li>○ 地方自治法施行令第159条（誤払金等の戻入）</li></ul>			
問合せ先	財務部 納税課債権対策担当課長 中村	電話	724-3295



# 第7期行政境界変更区域図



議案概要

議案名	第132号議案 町田市と相模原市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について																																									
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市と相模原市との境界を変更することに伴い、両市の財産の処分に関して協議するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 本区域内に所在する両市所有の財産の移転について、協議の対象となるものは次のとおりです。</p> <p>○ 変更区域協議対象箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道施設 公共汚水ます、取付管、人孔（マンホール）、汚水管、雨水管、吐口、排水路</li> <li>・ 道路</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">地 番</th> <th style="width: 20%;">地 積</th> <th style="width: 20%;">地 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町田市小山町字二十九号 3184 番 2</td> <td>130.60 m<sup>2</sup></td> <td>山林</td> </tr> <tr> <td>町田市小山町字三十八号 4272 番 2</td> <td>66.00 m<sup>2</sup></td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>町田市小山町字三十八号 4274 番 2</td> <td>2.16 m<sup>2</sup></td> <td>原野</td> </tr> <tr> <td>相模原市緑区橋本四丁目 8 番 2</td> <td>8.16 m<sup>2</sup></td> <td>山林</td> </tr> <tr> <td>相模原市緑区橋本四丁目 9 番 3 の一部</td> <td>23.77 m<sup>2</sup></td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>相模原市緑区橋本四丁目 9 番 5</td> <td>22.00 m<sup>2</sup></td> <td>畑</td> </tr> <tr> <td>相模原市緑区橋本四丁目 35 番 2 の一部</td> <td>60.08 m<sup>2</sup></td> <td>公衆用道路</td> </tr> <tr> <td>相模原市緑区橋本四丁目 55 番 2 の一部</td> <td>34.60 m<sup>2</sup></td> <td>公衆用道路</td> </tr> <tr> <td>相模原市緑区橋本四丁目 477 番 2</td> <td>115.00 m<sup>2</sup></td> <td>公衆用道路</td> </tr> <tr> <td>相模原市緑区橋本五丁目 9 番 1 の一部</td> <td>144.97 m<sup>2</sup></td> <td>山林</td> </tr> <tr> <td>相模原市緑区橋本五丁目 9 番 3</td> <td>43.00 m<sup>2</sup></td> <td>公衆用道路</td> </tr> <tr> <td>相模原市緑区橋本五丁目 9 番 4 の一部</td> <td>10.08 m<sup>2</sup></td> <td>公衆用道路</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 橋りょう 小山橋（町田市小山町字三十四号 3669 番 5 付近）          寿橋（町田市小山町字三十九号 4219 番 1 付近）          新田橋（町田市相原町字根岸 2864 番 2 付近）          川島橋（町田市相原町字川島 3116 番 5 付近）</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第7条第5項</p> <p><b>【施行予定日】</b></p> <p>○ 2020年12月1日</p>				地 番	地 積	地 目	町田市小山町字二十九号 3184 番 2	130.60 m <sup>2</sup>	山林	町田市小山町字三十八号 4272 番 2	66.00 m <sup>2</sup>	畑	町田市小山町字三十八号 4274 番 2	2.16 m <sup>2</sup>	原野	相模原市緑区橋本四丁目 8 番 2	8.16 m <sup>2</sup>	山林	相模原市緑区橋本四丁目 9 番 3 の一部	23.77 m <sup>2</sup>	畑	相模原市緑区橋本四丁目 9 番 5	22.00 m <sup>2</sup>	畑	相模原市緑区橋本四丁目 35 番 2 の一部	60.08 m <sup>2</sup>	公衆用道路	相模原市緑区橋本四丁目 55 番 2 の一部	34.60 m <sup>2</sup>	公衆用道路	相模原市緑区橋本四丁目 477 番 2	115.00 m <sup>2</sup>	公衆用道路	相模原市緑区橋本五丁目 9 番 1 の一部	144.97 m <sup>2</sup>	山林	相模原市緑区橋本五丁目 9 番 3	43.00 m <sup>2</sup>	公衆用道路	相模原市緑区橋本五丁目 9 番 4 の一部	10.08 m <sup>2</sup>	公衆用道路
地 番	地 積	地 目																																								
町田市小山町字二十九号 3184 番 2	130.60 m <sup>2</sup>	山林																																								
町田市小山町字三十八号 4272 番 2	66.00 m <sup>2</sup>	畑																																								
町田市小山町字三十八号 4274 番 2	2.16 m <sup>2</sup>	原野																																								
相模原市緑区橋本四丁目 8 番 2	8.16 m <sup>2</sup>	山林																																								
相模原市緑区橋本四丁目 9 番 3 の一部	23.77 m <sup>2</sup>	畑																																								
相模原市緑区橋本四丁目 9 番 5	22.00 m <sup>2</sup>	畑																																								
相模原市緑区橋本四丁目 35 番 2 の一部	60.08 m <sup>2</sup>	公衆用道路																																								
相模原市緑区橋本四丁目 55 番 2 の一部	34.60 m <sup>2</sup>	公衆用道路																																								
相模原市緑区橋本四丁目 477 番 2	115.00 m <sup>2</sup>	公衆用道路																																								
相模原市緑区橋本五丁目 9 番 1 の一部	144.97 m <sup>2</sup>	山林																																								
相模原市緑区橋本五丁目 9 番 3	43.00 m <sup>2</sup>	公衆用道路																																								
相模原市緑区橋本五丁目 9 番 4 の一部	10.08 m <sup>2</sup>	公衆用道路																																								
問合せ先	総務部 総務課長 高橋	電話	724-2104																																							

## 議案概要

議案名	第133号議案 町字区域の変更について																																
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市と相模原市との境界の変更に伴い、町字区域を変更するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 町田市と相模原市との境界変更に伴い、町田市に編入される区域は次のとおりです。</p> <p>○ 編入される区域一覧</p> <table border="0" data-bbox="188 533 1021 936"><thead><tr><th data-bbox="188 533 654 566">&lt;相模原市&gt;</th><th data-bbox="654 533 702 566">⇒</th><th data-bbox="702 533 1021 566">&lt;町田市&gt;</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="188 566 654 607">・ 中央区宮下本町二丁目の一部</td><td data-bbox="654 566 702 607">⇒</td><td data-bbox="702 566 1021 607">小山町字二十二号</td></tr><tr><td data-bbox="188 607 654 647">・ 緑区東橋本三丁目の一部</td><td data-bbox="654 607 702 647">⇒</td><td data-bbox="702 607 1021 647">小山町字三十四号</td></tr><tr><td data-bbox="188 647 654 687">・ 緑区橋本四丁目の一部</td><td data-bbox="654 647 702 687">⇒</td><td data-bbox="702 647 1021 687">小山町字三十四号</td></tr><tr><td data-bbox="188 687 654 728">・ 緑区橋本四丁目の一部</td><td data-bbox="654 687 702 728">⇒</td><td data-bbox="702 687 1021 728">小山町字三十九号</td></tr><tr><td data-bbox="188 728 654 768">・ 緑区橋本五丁目の一部</td><td data-bbox="654 728 702 768">⇒</td><td data-bbox="702 728 1021 768">小山町字三十九号</td></tr><tr><td data-bbox="188 768 654 808">・ 緑区町屋二丁目の一部</td><td data-bbox="654 768 702 808">⇒</td><td data-bbox="702 768 1021 808">相原町字根岸</td></tr><tr><td data-bbox="188 808 654 848">・ 緑区町屋三丁目の一部</td><td data-bbox="654 808 702 848">⇒</td><td data-bbox="702 808 1021 848">相原町字根岸</td></tr><tr><td data-bbox="188 848 654 889">・ 緑区町屋三丁目の一部</td><td data-bbox="654 848 702 889">⇒</td><td data-bbox="702 848 1021 889">相原町字川島</td></tr><tr><td data-bbox="188 889 654 929">・ 緑区広田の一部</td><td data-bbox="654 889 702 929">⇒</td><td data-bbox="702 889 1021 929">相原町字川島</td></tr></tbody></table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第260条第1項</p> <p><b>【施行予定日】</b></p> <p>○ 2020年12月1日</p>				<相模原市>	⇒	<町田市>	・ 中央区宮下本町二丁目の一部	⇒	小山町字二十二号	・ 緑区東橋本三丁目の一部	⇒	小山町字三十四号	・ 緑区橋本四丁目の一部	⇒	小山町字三十四号	・ 緑区橋本四丁目の一部	⇒	小山町字三十九号	・ 緑区橋本五丁目の一部	⇒	小山町字三十九号	・ 緑区町屋二丁目の一部	⇒	相原町字根岸	・ 緑区町屋三丁目の一部	⇒	相原町字根岸	・ 緑区町屋三丁目の一部	⇒	相原町字川島	・ 緑区広田の一部	⇒	相原町字川島
<相模原市>	⇒	<町田市>																															
・ 中央区宮下本町二丁目の一部	⇒	小山町字二十二号																															
・ 緑区東橋本三丁目の一部	⇒	小山町字三十四号																															
・ 緑区橋本四丁目の一部	⇒	小山町字三十四号																															
・ 緑区橋本四丁目の一部	⇒	小山町字三十九号																															
・ 緑区橋本五丁目の一部	⇒	小山町字三十九号																															
・ 緑区町屋二丁目の一部	⇒	相原町字根岸																															
・ 緑区町屋三丁目の一部	⇒	相原町字根岸																															
・ 緑区町屋三丁目の一部	⇒	相原町字川島																															
・ 緑区広田の一部	⇒	相原町字川島																															
問合せ先	総務部 総務課長 高橋	電話	724-2104																														

議案概要

議案名	第134号議案 字区域の廃止及び町区域の変更について
-----	----------------------------

【議案提出の目的】

小山片所土地区画整理事業の換地処分に伴い、新たな地番を分かりやすく整理するため、小山町の一部の字区域を廃止し、小山ヶ丘三丁目の一部を小山町に編入するものです。

【議案の内容】

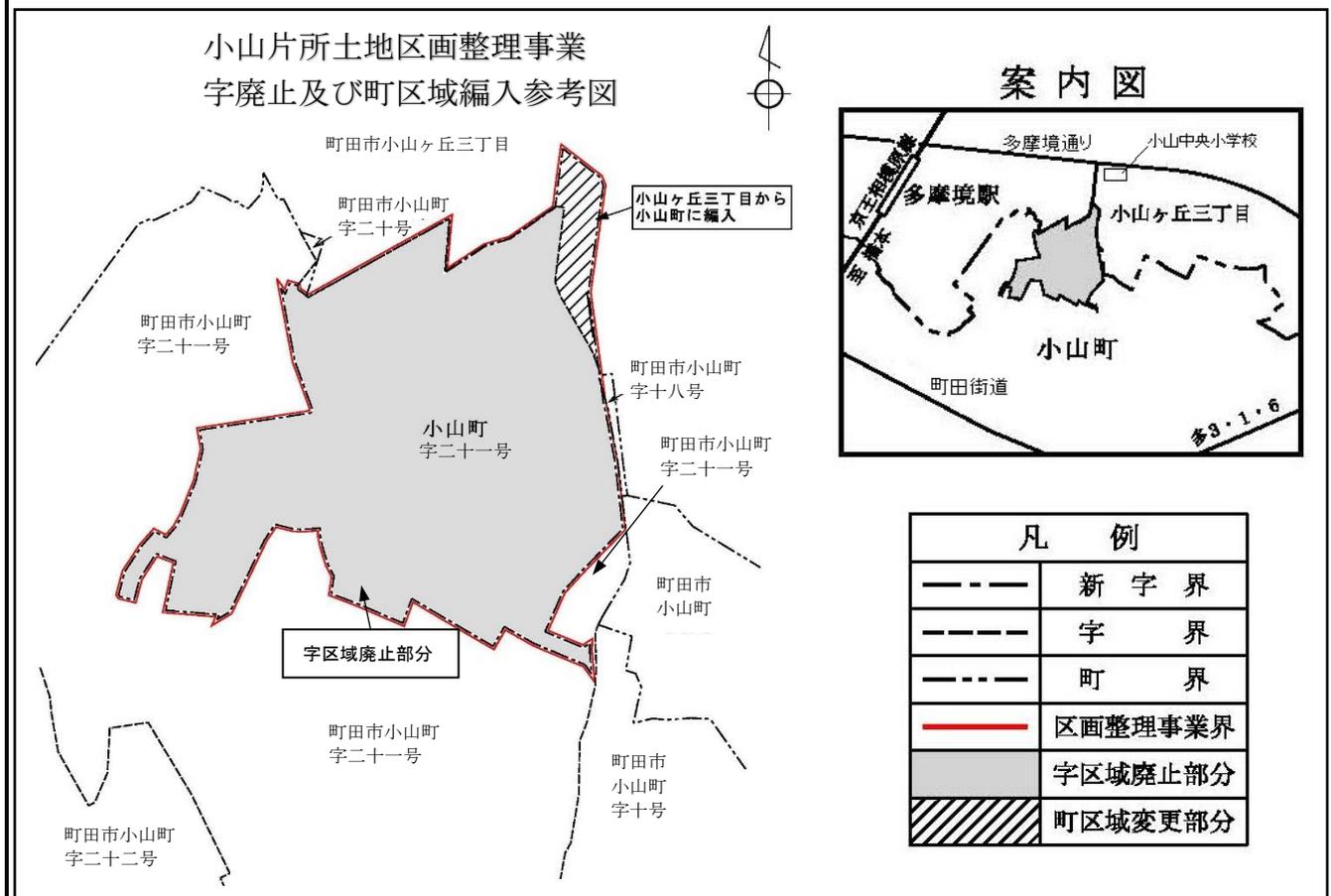
- 字区域廃止面積
  - ・約 3.2 ha
- 町区域編入面積
  - ・約 0.1 ha
- 施行日
  - ・小山片所土地区画整理事業の換地処分公告の翌日  
(換地処分は 2020 年 5 月頃を予定)

【議案の法的根拠】

- 地方自治法第 260 条 (字の区域の廃止)
- 土地区画整理法第 103 条第 4 項 (換地処分公告)

【経緯】

- 2015 年 5 月 19 日 小山片所土地区画整理組合設立認可
- 2017 年 7 月 25 日 仮換地指定



問合せ先	都市づくり部 地区街づくり課長 原田	電話	724-4266
------	--------------------	----	----------

## 議案概要

議案名	第135号議案 町田市美術工芸館の指定管理者の指定について																
<b>【議案提出の目的】</b> 町田市美術工芸館を管理する指定管理者を指定するものです。																	
<b>【議案の内容】</b>																	
○ 指定管理者候補者 団体名 社会福祉法人 まちだ育成会 代表者名 理事長 齊藤 喬 所在地 東京都町田市山崎町 1, 214 番地 1																	
○ 指定管理者が行う主な業務 ・ 障害者総合支援法に規定する生活介護事業及び就労継続支援事業を行うこと ・ 町田市美術工芸館の施設及び設備の維持管理に関すること																	
○ 指定管理期間 2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間																	
○ 施設概要																	
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="196 954 427 1010">名称</th><td data-bbox="427 954 1394 1010">町田市美術工芸館</td></tr></thead><tbody><tr><th data-bbox="196 1010 427 1137">目的</th><td data-bbox="427 1010 1394 1137">障がい者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスを提供することにより、自立した日常生活又は社会生活の実現を図る。</td></tr><tr><th data-bbox="196 1137 427 1182">所在地</th><td data-bbox="427 1137 1394 1182">町田市忠生三丁目 6 番地 22</td></tr><tr><th data-bbox="196 1182 427 1227">敷地面積</th><td data-bbox="427 1182 1394 1227">1,999.93 m<sup>2</sup></td></tr><tr><th data-bbox="196 1227 427 1272">構造</th><td data-bbox="427 1227 1394 1272">鉄筋コンクリート造 2 階建て</td></tr><tr><th data-bbox="196 1272 427 1317">延床面積</th><td data-bbox="427 1272 1394 1317">1,562.85 m<sup>2</sup></td></tr><tr><th data-bbox="196 1317 427 1357">開設年月</th><td data-bbox="427 1317 1394 1357">1981 年 5 月</td></tr></tbody></table>				名称	町田市美術工芸館	目的	障がい者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスを提供することにより、自立した日常生活又は社会生活の実現を図る。	所在地	町田市忠生三丁目 6 番地 22	敷地面積	1,999.93 m <sup>2</sup>	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て	延床面積	1,562.85 m <sup>2</sup>	開設年月	1981 年 5 月
名称	町田市美術工芸館																
目的	障がい者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスを提供することにより、自立した日常生活又は社会生活の実現を図る。																
所在地	町田市忠生三丁目 6 番地 22																
敷地面積	1,999.93 m <sup>2</sup>																
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て																
延床面積	1,562.85 m <sup>2</sup>																
開設年月	1981 年 5 月																
<b>【議案の法的根拠】</b>																	
・ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定） ・ 町田市授産センター条例第 12 条第 3 項（指定管理者の指定等）																	
問合せ先	地域福祉部 障がい福祉課長 中島	電話	724-2147														

議案概要

議案名	第136号議案 藤の台学童保育クラブ外11箇所の指定管理者の指定について
-----	--------------------------------------

【議案提出の目的】

藤の台学童保育クラブ外11箇所を管理する指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

- 指定管理者候補者
  - 団体名 社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
  - 代表者名 会長 小野 敏明
  - 所在地 東京都町田市原町田四丁目9番8号 町田市民フォーラム4階
  
- 指定管理者が行う主な業務
  - ・学童の保育に関する業務
  - ・学童の特別保育に関する業務
  - ・施設の維持管理に関する業務
  
- 指定管理期間
 

2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間

○ 施設概要

名 称	藤の台学童保育クラブ
所 在 地	町田市本町田3,350番地
小学校区	本町田東小学校
延床面積	105.30 m <sup>2</sup>

名 称	木曾学童保育クラブ
所 在 地	町田市木曾東三丁目11番3号
小学校区	忠生第三小学校
延床面積	283.37 m <sup>2</sup>

名 称	木曾境川学童保育クラブ
所 在 地	町田市木曾西一丁目9番1号
小学校区	木曾境川小学校
延床面積	209.86 m <sup>2</sup>

名 称	七国山学童保育クラブ
所 在 地	町田市山崎町1,314番地2
小学校区	七国山小学校
延床面積	292.73 m <sup>2</sup>

名 称	竹ん子学童保育クラブ
所 在 地	町田市本町田1,212番地
小学校区	町田第三小学校
延床面積	119.00 m <sup>2</sup>

名 称	学童 21 保育クラブ
所 在 地	町田市原町田四丁目 26 番 40 号
小学校区	町田第二小学校
延床面積	145.19 m <sup>2</sup>

名 称	高ヶ坂学童保育クラブ
所 在 地	町田市南大谷 1, 260 番地
小学校区	町田第六小学校
延床面積	137.11 m <sup>2</sup>

名 称	すまいる学童保育クラブ
所 在 地	町田市成瀬台二丁目 5 番地 2
小学校区	成瀬台小学校
延床面積	224.00 m <sup>2</sup>

名 称	野津田学童保育クラブ
所 在 地	町田市野津田町 1, 290 番地
小学校区	鶴川第一小学校
延床面積	370.62 m <sup>2</sup>

名 称	なんなる学童保育クラブ
所 在 地	町田市南成瀬三丁目 6 番地
小学校区	南成瀬小学校
延床面積	260.31 m <sup>2</sup>

名 称	鶴間ひまわり学童保育クラブ
所 在 地	町田市鶴間四丁目 17 番 1 号
小学校区	鶴間小学校
延床面積	299.62 m <sup>2</sup>

名 称	相原たけの子学童保育クラブ
所 在 地	町田市相原町 1, 673 番地
小学校区	相原小学校
延床面積	157.71 m <sup>2</sup>

**【議案の法的根拠】**

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）

町田市学童保育クラブ設置条例第 8 条第 3 項（指定管理者の指定等）

問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 鈴木	電話	724-2182
------	-------------------	----	----------

## 議案概要

議案名	第137号議案 大戸のびっ子学童保育クラブの指定管理者の指定について										
<p><b>【議案提出の目的】</b> 大戸のびっ子学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 指定管理者候補者 団体名 特定非営利活動法人 町田市学童保育クラブの会 代表者名 理事長 三階 広明 所在地 東京都町田市中町一丁目19番5号</li> <li>○ 指定管理者が行う主な業務<ul style="list-style-type: none"><li>・学童の保育に関する業務</li><li>・学童の特別保育に関する業務</li><li>・施設の維持管理に関する業務</li></ul></li> <li>○ 指定管理期間 2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間</li> <li>○ 施設概要<table border="1" data-bbox="197 1003 1070 1178"><tr><td>名称</td><td>大戸のびっ子学童保育クラブ</td></tr><tr><td>所在地</td><td>町田市相原町3,865番地</td></tr><tr><td>小学校区</td><td>大戸小学校</td></tr><tr><td>延床面積</td><td>243.00 m<sup>2</sup></td></tr></table></li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b> 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項（指定管理者の指定等）</p>				名称	大戸のびっ子学童保育クラブ	所在地	町田市相原町3,865番地	小学校区	大戸小学校	延床面積	243.00 m <sup>2</sup>
名称	大戸のびっ子学童保育クラブ										
所在地	町田市相原町3,865番地										
小学校区	大戸小学校										
延床面積	243.00 m <sup>2</sup>										
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 鈴木	電話	724-2182								

## 議案概要

議案名	第138号議案 南つくし野学童保育クラブの指定管理者の指定について										
<p><b>【議案提出の目的】</b> 南つくし野学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 指定管理者候補者 団体名 社会福祉法人 龍美 代表者名 理事長 斜森 喜美子 所在地 東京都町田市南つくし野二丁目17番1</li> <li>○ 指定管理者が行う主な業務<ul style="list-style-type: none"><li>・学童の保育に関する業務</li><li>・学童の特別保育に関する業務</li><li>・施設の維持管理に関する業務</li></ul></li> <li>○ 指定管理期間 2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間</li> <li>○ 施設概要<table border="1" data-bbox="197 1003 1070 1178"><tr><td>名称</td><td>南つくし野学童保育クラブ</td></tr><tr><td>所在地</td><td>町田市南つくし野二丁目17番2</td></tr><tr><td>小学校区</td><td>南つくし野小学校</td></tr><tr><td>延床面積</td><td>356.03 m<sup>2</sup></td></tr></table></li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b> 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項（指定管理者の指定等）</p>				名称	南つくし野学童保育クラブ	所在地	町田市南つくし野二丁目17番2	小学校区	南つくし野小学校	延床面積	356.03 m <sup>2</sup>
名称	南つくし野学童保育クラブ										
所在地	町田市南つくし野二丁目17番2										
小学校区	南つくし野小学校										
延床面積	356.03 m <sup>2</sup>										
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 鈴木	電話	724-2182								

## 議案概要

議案名	第139号議案 鶴川第二学童保育クラブの指定管理者の指定について		
<b>【議案提出の目的】</b> 鶴川第二学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 指定管理者候補者 団体名 社会福祉法人 明社会 代表者名 理事長 平田 正敏 所在地 東京都町田市広袴町 543 番 1			
○ 指定管理者が行う主な業務 ・学童の保育に関する業務 ・学童の特別保育に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定管理期間 2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間			
○ 施設概要			
名 称	鶴川第二学童保育クラブ		
所 在 地	町田市能ヶ谷七丁目 24 番 2 号		
小学校区	鶴川第二小学校		
延床面積	232.47 m <sup>2</sup>		
<b>【議案の法的根拠】</b>			
地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項（指定管理者の指定等）			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 鈴木	電話	724-2182

## 議案概要

議案名	第140号議案 山崎学童保育クラブの指定管理者の指定について										
<p><b>【議案提出の目的】</b> 山崎学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 指定管理者候補者 団体名 社会福祉法人 東香会 代表者名 理事長 齋藤 紘良 所在地 東京都町田市忠生二丁目5番地3</li> <li>○ 指定管理者が行う主な業務<ul style="list-style-type: none"><li>・学童の保育に関する業務</li><li>・学童の特別保育に関する業務</li><li>・施設の維持管理に関する業務</li></ul></li> <li>○ 指定管理期間 2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間</li> <li>○ 施設概要<table border="1" data-bbox="197 1003 1070 1176"><tr><td>名称</td><td>山崎学童保育クラブ</td></tr><tr><td>所在地</td><td>町田市忠生二丁目15番地26</td></tr><tr><td>小学校区</td><td>山崎小学校</td></tr><tr><td>延床面積</td><td>240.03 m<sup>2</sup></td></tr></table></li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b> 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） 町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項（指定管理者の指定等）</p>				名称	山崎学童保育クラブ	所在地	町田市忠生二丁目15番地26	小学校区	山崎小学校	延床面積	240.03 m <sup>2</sup>
名称	山崎学童保育クラブ										
所在地	町田市忠生二丁目15番地26										
小学校区	山崎小学校										
延床面積	240.03 m <sup>2</sup>										
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 鈴木	電話	724-2182								

## 議案概要

議案名	第141号議案 玉川学園子どもクラブころころ児童館及びころころ学童保育クラブの指定管理者の指定について		
<b>【議案提出の目的】</b>			
玉川学園子どもクラブころころ児童館及びころころ学童保育クラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 指定管理者候補者			
団体名 特定非営利活動法人 子育て・子育て支援タグボート			
代表者名 理事長 内田 延子			
所在地 東京都町田市玉川学園二丁目3番37号			
○ 指定管理者が行う主な業務			
・子どもクラブの事業の実施に関する業務			
・子どもクラブの使用の承認に関する業務			
・学童の保育に関する業務			
・学童の特別保育に関する業務			
・施設の維持管理に関する業務			
○ 指定管理期間			
2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間			
○ 施設概要			
名称	玉川学園子どもクラブころころ児童館及びころころ学童保育クラブ		
所在地	町田市玉川学園三丁目35番45号		
小学校区	町田第五小学校		
延床面積	439.20㎡		
<b>【議案の法的根拠】</b>			
地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）			
町田市学童保育クラブ設置条例第8条第3項（指定管理者の指定等）			
町田市子どもセンター条例第10条第3項（指定管理者の指定等）			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 鈴木	電話	724-2182







この冊子は、350部作成し、1部あたりの単価は209円です（職員人件費を含みます）。